施設の概要

(金額,人数等の数値は平成28年度実績)

施設名	宇都宮市西鬼怒川地区グラウンドワーク活動センター				
所 在 地	宇都宮市白沢町2411番地				
根拠条例等	宇都宮市西鬼怒公園条例(平成19年条例第27号) 宇都宮市西鬼怒公園条例施行規則(平成19年規則第17号)				
設置年月日	平成16年8月1日				
	設置目的	設置 目的 農村地域の地域資源の調査、研究、保全等を行い、生活の現場である自然 環境及び地域社会を整備し、改善する創造活動を行うため			
設置目的・業務内容	業務内容	 ・ 条例に基づく使用許可・使用許可の取り消し、使用料の徴収・使用料の還付・使用料の減免に関すること。 ・ 施設及び設備の維持管理に関すること。 ・ 施設を利用した自然環境保全再生のための事業や環境に関する学習の企画及び実施、並びに農村と都市住民との交流事業を行うこと。 ・ その他施設の目的を達成するために必要な事業 			
開館時間	火〜土曜日 午前9時から午後9時まで 日曜,祝祭日 午前9時から午後5時まで				
休館 日	毎週月曜日(祝日法に規定する休日の場合はその翌日) 年末年始(12月26日~翌年1月6日)				
現在の指定管理者 特定非営利活動法人 グラウンドワーク西鬼怒					
収支概要(千円)	指定管理料等(市支出総額) 3,934千円			
		使用料(利用料金)収入 83千円			
利用者数(のべ人数)		9,891人			
施設構造	木造平屋建て				
敷 地 面 積 (㎡)	206.19㎡ 延床面積 (白沢公園面積14,877㎡) 206.19㎡				

	施設名	定員(人)	面積(㎡)		
	研修室	4 0	57.967		
主な施設内容	学習室	1 5	21.126		
	和室	1 2	13.249		
	管理室	_	14.897		
その他特記事項	・ 障害者が利用する場合における公の施設の使用料の免除に関する規則第3条に該当する場合、使用料の全額を免除することができる。 ・ 宇都宮市西鬼怒公園条例第9条第4項に該当する場合、使用料の全部又は一部を免除することができる。 ※ 減免の実績なし				